

事務連絡
令和2年12月11日

都道府県歯科医師会 御中

公益社団法人 日本歯科医師会

令和2年度厚生労働省第二次補正予算における
「医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援」について（お願い）

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記支援事業は、新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行いながら診療体制確保等を行う病院・診療所等に対して、それに係る費用を補助するものであり、無床歯科診療所は最大100万円の補助を受けられます。

本件に関し、本会はこれまで対象物品等を例示するなどして、会員周知をお願いしてまいりました。（別添参照）

このたび、日本医師会から厚生労働省への働きかけにより、別添のような日常診療業務に必要な幅広い費用が対象となりうることが明確となりました。なお、感染防止対策を行っているほとんどの歯科保険医療機関が上限額100万円の補助を受けることができるものと考えられます。

一方で、現時点でも都道府県行政によって対象経費の判断に相違があることも想定されますので、そのような場合は、貴会におかれましても都道府県行政に確認いただくとともに、改めて本事業を活用した感染防止対策を講じていただきたく、会員に必要な情報を周知されますようお願い申し上げます。

<別添>

- ・「令和2年度厚生労働省第二次補正予算について（情報提供）」（令和2年6月26日付、本会事務連絡）抜粋
- ・厚生労働省「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」について（令和2年11月25日・公益社団法人日本医師会定例記者会見資料）

○医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援

新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に
必要な物品等の購入や設備の整備等について、最大 100 万円の実費補助

(対象となる物品等の例)

- ・マスク、グローブ、エプロン、ゴーグル、フェイスシールド、感染防護衣等の
衛生用品の購入
- ・消毒用エタノール等の消毒薬、除菌剤、抗菌スプレー等の購入
- ・ビニールカーテン、アクリル板、パーテーション、ロールカーテン、ブライン
ド等の感染防止対策に必要な動線の確保やレイアウト変更等に必要な設備
- ・空気清浄機、換気扇等（工事費用、設置費用含む）
- ・滅菌器、口腔外バキューム
- ・エアコンのクリーニング
- ・タービン等の歯科用ハンドピース
- ・検温等（非接触型）を含む機器
- ・ラバーダム、口腔内バキューム等
- ・医療廃棄物や清掃費用（外部委託費）
- ・白衣、スリッパ等

※これらの例以外にも、感染拡大防止に取り組みつつ、診療を継続するうえで
必要なものは含まれる。但し人的労力に対する対価は含まれない。

厚生労働省「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」について

令和2年11月25日

公益社団法人 日本医師会

新型コロナウイルス感染症への対応の長期化が懸念される中、国民の健康と安心につなげるための医療機関への支援については、診療体制の維持に資するよう、できる限り使いみちを限定しない補助金による支援が継続的に行われることが重要である。

厚生労働省の「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」については、補助の対象となる経費が感染防止対策に関係するものに限定されるのではないかとの疑義があったが、この度、日本医師会から厚生労働省への働きかけにより、同省が公表している例示に加えて、以下のような経費も対象となりうるということが、明確になった。

日常診療業務に必要な幅広い費用が対象になることから、感染防止対策の取り組みを行うほとんどすべての保険医療機関で、上限額（無床診療所 100 万円、有床診療所 200 万円、病院 200 万円+5 万円×病床数）の補助を受けられるものと考えられる。

医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業の補助対象となりうる経費の例

科目	具体例
需用費	<ul style="list-style-type: none">・ 日常業務に要する消耗品費（固定資産に計上しないもの）・ 日常診療に要する材料費（衛生材料、消毒薬など） ※直接診療報酬等を請求できるものは対象外・ 換気のための軽微な改修（修繕費）・ 水道光熱費、燃料費
役務費	<ul style="list-style-type: none">・ 電話料、インターネット接続等の通信費・ 医療施設・設備に係る火災保険、地震保険、動産保険の保険料・ 休業補償保険の保険料・ 受付事務や清掃の人材派遣料で従前からの契約に係るもの
委託料	<ul style="list-style-type: none">・ 受付事務や清掃の外部委託費で従前からの契約に係るもの
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none">・ 既存の診療スペースに係る家賃・ 既存の医療機器・事務機器のリース料